

## 甲南大学法学会会則

令和二年六月九日改正

第一条 本会は、甲南大学法学会と称し、事務局を法学部におく。

第二条 本会は、法学部の教員、学生及び研究生によって組織する。

第三条 本会は、法学及び政治学の研究並びに普及を目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一 研究会の開催

二 講演会の開催

三 機関紙の発行

四 研究・教育資料の収集及び管理

五 その他、本会の目的を達成するために適当と認められる事業

第五条 本会に最高決議機関として総会をおく。詳しくは別に定める。

第六条 本会に、本会則に定められた事業の運営を行うために評議員会をおく。詳しくは別に定める。

評議員会を主催し、法学会を代表する機関として、評議員長をおく。評議員長は、法学部長がこれを務める。

第七条 本会に、本会則に定められた事業の運営を行うために必要な予算案を作成するために予算委員会をおく。詳しくは別に定める。

第八条 本会に監査委員会をおく。監査委員会は、教員二名の委員に

よって構成され、任期は一年とする。  
評議員長は、総会後遅滞なく、監査委員を任命しなければならない。

第九条 本会の経費は会費、事業収入、寄附金及び本学助成金をもってこれにあてる。

会員は、会費の納入の義務を負う。会費については別に定める。

第十条 法学会の目的に照らし業務執行に著しい支障があるときは、

会員資格規程に基づき、評議員長は、法学部執行部（法学部長、正副教育実践委員長、および正副入試制度検討委員長。以下同じ。）の議を経て、当該会員の資格を停止することができる。特に情状の重い場合には、評議員長は、法学部執行部の議を経て、総会の議決に基づき当該会員を法学会から除名することができる。

第十一条 本会則の改正は総会の決議による。